

低公害車導入促進助成金交付要綱

平成16年3月8日制定
平成17年2月28日一部改正
平成18年3月7日一部改正
平成19年3月13日一部改正
平成20年11月21日一部改正
平成21年3月9日一部改正
平成22年3月10日一部改正
平成24年6月29日一部改正
平成25年5月30日一部改正
平成27年4月30日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するための、低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車及び電気自動車をいう。
- (2)「運送事業者」とは、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用する貨物自動車運送事業者をいう。

(助成の対象事業)

第3条 沖ト協は、運送事業者が低公害車導入に対する助成事業を活用する場合、その助成の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付する。

- 2 沖ト協は、前項の助成を行うため、国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等の公的な助成制度を積極的に活用する。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

- 2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月18日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。)

(交付申請)

第6条 運送事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、低公害車導入促進助成金交付申請書を、別に定める期日までに、沖ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 沖ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、低公害車導入促進助成金交付決定通知書により当該運送事業者に通知する。

- 2 沖ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 運送事業者は、低公害車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは、低公害車導入促進助成事業実績報告書(リース)を、購入による導入のときは、低公害車導入促進助成事業実績報告書(購入)を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 沖ト協は、前条の低公害車導入促進助成事業実績報告書(リース又は購入)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は運送事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は運送事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、運送事業者は、低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書を沖ト協に提出しなければならない。

- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、運送事業者は、速やかに低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を沖ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 運送事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

- 2 運送事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、沖ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したのものについてはこの限りではない。

(1)助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2)事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3)差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に運送事業者へ交付されている

ときは、沖ト協は、運送事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

- 4 運送事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく沖ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 運送事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第13条 沖ト協は、第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(導入効果等の報告)

第14条 助成金の交付を受ける運送事業者は、別に定める調査票に基づき、低公害車導入の効果等を沖ト協に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成16年3月8日)

第1条 本要綱は平成16年4月1日より適用する。

(附則) (平成17年2月28日)

第1条 本要綱は平成17年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成16年3月8日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成18年3月7日)

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成17年2月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成19年3月13日)

第1条 本要綱は平成19年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成18年3月7日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成20年11月21日)

第1条 本要綱は平成20年11月21日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成19年3月13日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成21年3月9日)

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成20年11月21日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成22年3月10日)

第1条 本要綱は平成22年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成21年3月9日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成22年3月10日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成27年4月30日)

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成27年度 低公害車導入促進助成金交付額(第4条関係)
 ・登録期限(第5条関係)・申請期限(第6条関係)
 ・実績報告期限(第8条関係)

● 交付額

1.天然ガス自動車(新車)

価格差の1/6

(単位:円)

最大積載量	価格差		国土交通省	全ト協	沖ト協	計	ユーザー負担
2トンクラス	806,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	268,000	135,000	134,000	537,000	269,000
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	403,000	135,000	134,000	672,000	134,000
4トンクラス	3,029,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	1,009,000	505,000	504,000	2,018,000	1,011,000
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	1,514,000	505,000	504,000	2,523,000	506,000

2.ハイブリット自動車

価格差1/8

(単位:円)

最大積載量	価格差		国土交通省	全ト協	沖ト協	計	ユーザー負担
2トンクラス	780,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	260,000	98,000	97,000	455,000	325,000
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	390,000	98,000	97,000	585,000	195,000
4トンクラス	2,697,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	899,000	338,000	337,000	1,574,000	1,123,000
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	1,348,000	338,000	337,000	2,023,000	674,000

3.天然ガス自動車(使用過程車改造)

定額助成

(単位:円)

最大積載量	価格差		国土交通省	全ト協	沖ト協	計	ユーザー負担
2トンクラス	806,000	改造費の1/3	268,000	100,000	100,000	468,000	338,000
4トンクラス	3,029,000	改造費の1/3	1,009,000	100,000	100,000	1,209,000	1,820,000

※地方自治体の補助がある場合、沖ト協及び全ト協のそれぞれの助成額から減額することができる。

※1事業者助成額の上限を3台までとし、4台以上導入の場合は別紙2の算出方法の定めとする。

※定めのない車種の助成金交付額は、別に定める。

● 登録・申請・実績報告期限

	全ト協	沖ト協
登録期限	平成28年3月18日	平成28年3月18日
申請期限	平成28年1月29日	平成28年1月29日
報告期限	登録後1か月以内	登録後1か月以内

平成27年度 低公害車導入促進助成金交付額(第4条関係)
 ・登録期限(第5条関係)・申請期限(第6条関係)
 ・実績報告期限(第8条関係)

● 交付額

1.天然ガス自動車(新車)

(単位:円)

最大積載量	価格差		国土交通省	全ト協	沖ト協	計	ユーザー負担
2トンクラス	806,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	268,000	-	26,800	294,800	511,200
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	403,000	-	26,800	429,800	376,200
4トンクラス	3,029,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	1,009,000	-	100,800	1,109,800	1,919,200
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	1,514,000	-	100,800	1,614,800	1,414,200

2.ハイブリット自動車

(単位:円)

最大積載量	価格差		国土交通省	全ト協	沖ト協	計	ユーザー負担
2トンクラス	780,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	260,000	-	19,400	279,400	500,600
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	390,000	-	19,400	409,400	370,600
4トンクラス	2,697,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	899,000	-	67,400	966,400	1,730,600
		経年車同時廃車 (価格差の1/2)	1,348,000	-	67,400	1,415,400	1,281,600

3.天然ガス自動車(使用過程車改造)

(単位:円)

最大積載量	価格差		国土交通省	全ト協	沖ト協	計	ユーザー負担
2トンクラス	806,000	改造費の1/3	268,000	-	20,000	288,000	518,000
4トンクラス	3,029,000	改造費の1/3	1,009,000	-	20,000	1,029,000	2,000,000

※地方自治体の補助がある場合、沖ト協の助成額から減額することができる。

※1事業者助成額の上限を1台までとし、2台以上導入の場合は別紙2の算出方法の定めとする。

※定めのない車種の助成金交付額は、別に定める。

● 登録・申請・実績報告期限

	全ト協	沖ト協
登録期限	平成28年3月18日	平成28年3月18日
申請期限	平成28年1月29日	平成28年1月29日
報告期限	登録後1か月以内	登録後1か月以内

沖ト協低公害車助成金交付額算出方法

(公社)沖縄県トラック協会

●会員事業者

ハイブリッド車(2トンクラス)の場合			優先順位
1事業者	3台分を上限	291,000円 = 97,000円 × 3台	①
1事業者4台以上の場合	291,000円を台数で案分する		②
1事業者3台以下の場合	97,000円 × 台数分		③

※沖ト協助成は3台分を上限とし、国交省、全ト協分を利用することとする。

●非会員事業者

ハイブリッド車(2トンクラス)の場合			優先順位
1事業者	1台分を上限	19,400円 = 19,400円 × 1台	①
1事業者2台以上の場合	19,400円を台数で案分する		②
1事業者1台以下の場合	19,400円 × 台数分		③

※沖ト協助成は1台分を上限とし、国交省分を利用することとする。